

## 訪日外国人観光客及び外国人居住者に対して禁止を伝える効果的 英語表現及び掲示・標識の考察

—訪日外国人観光客・居住者との建設的相互理解と共生社会を目指して—

太 田 一 郎

(鎌倉女子大学)

### 1. はじめに

訪日外国人観光客の推計は、2018年度には3000万人を突破し、2020年度には4000万人を超える予想が出されていたが、新型コロナウイルスの世界的感染拡大の影響で2021年の外国人観光客は激減している。しかし、総務省をはじめ東京都は、感染拡大が収束し、再び活気ある観光客の増加に転じることを見据え、入国管理局、警察、観光案内所等で31言語に対応する翻訳アプリ「Voice Tra」の導入を計画し準備を進めている。感染拡大の収束は、不確かで先が見えなくとも、世界中の人々に対し、世界言語である英語を用い、世界中からの観光客の歓迎と観光業の復活を夢見ながら、感染拡大収束後の準備を怠っていないことを力強いメッセージで伝え続けることが大切であろう。また、新しい生活様式を中心とした感染防止のための生活ルールを外国人に理解しやすい表現や案内掲示を用いて協力を要請する努力も望まれる。このような状況に鑑み、この研究においては、2017年から2018年の2年間、学生たちの鎌倉市観光案内ボランティアの指導中、寺社仏閣やその他の公共施設・商業施設での規則・振る舞い・マナー等を伝える英文や標識・看板について「理由がわからないまま、とにかく禁止だと言われた」など不満を漏らす外国人観光客が一定数いることに着目し、その表現効果についての考察を試みた。英語のことわざの中に、*Do in Rome as the Romans do.* (郷に入らば郷に従え)のような教えがあるが、そうは言っても理由もわからず無条件にルールに従うのは旅行者にとっても苦痛であろう。近い未来に再び迎える外国人観光客・居住者との間に摩擦が生じぬよう、建設的な相互理解と良好なコミュニケーションを図りながら感染拡大防止も視野に入れ、新しいルールのもと共生社会をつくるために、禁止行為や注意・協力を促す英語表現において「なぜ守ってほしいか」「理由は何か」、そしてその禁止行為がもたらす影響とペナルティ(罰金・罰則)の有無が訪日外国人・居住者たちに正確に届く必要がある。そのためには、「禁止行為のわかりやすさ」と、「禁止の理由の明確さ」が重要になる。2014年3月の国土交通省・観光庁による「観光立国実現に向けて多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」の中でも、禁止行為情報の伝達・協力要請は円滑な環境事業の要めであり、各観光地どうしの統一性と連続性の確保の重要性に言及している。今回の研究では、禁止を表す英語表現を5つのカテゴリーに分類し、それぞれの禁止表現の内容と性質、違法性や罰金・罰則の有無等を明らかにし、禁止行為を伝達する効果的な英語表現とその掲示・標識の文言につ

いて考察した。

## 2. 武家文化の発祥で有名な観光地「鎌倉」の禁止行為を表す英語表現

JR 鎌倉駅の改札を出ると、その周辺には歴史的な建物が散見され、多くのレストランや土産物店が立ち並ぶが、その場所は、寺社仏閣が多く見られる伝統文化あふれる観光地であり、ビーチリゾートでもある。鶴岡八幡宮などに代表される由緒ある寺社仏閣や由比ガ浜海岸等にひとたび足を踏み入ると、外国人観光客向けの禁止事項を伝達する案内板や看板が多くあることに気がつく。

鎌倉市内で見られる代表的な英文や標識をあげると、

1. 「境内禁煙」 No Smoking
2. 「立ち止まらないでください」 Don't stop walking.
3. 「柵の外に出ないでください」 Don't jump over the fence.
4. 「危険」 Danger
5. 「駐車禁止」 No Parking
6. 「私語禁止」 Be Quiet / Private Talk Prohibition
7. 「飲食禁止」 No Food or Drink / You are not allowed to consume food and drink here.
8. 「撮影禁止」 No Photo / You are not permitted to use a smart phone and flash in this area.

などがある。

寺社仏閣は、それぞれ神や仏が宿る神聖で清らかな場所であるが故、上記のような禁止行為の注意書きや看板があることは当然なことだが、最近ではビーチの規制も厳しくなっている。その英語表現の中には No～ing や Don't～などに加え、prohibition などの名詞で示すものや短い英文で示すものもあり、それらの表現技法や標識・看板デザインは様々で、統一性・連続性がなく、その情報の伝達効果も明らかではない。鎌倉市の条例では、食べ歩きの禁止をうたっているが観光客にはほとんど浸透していないようであった。

2017～2018年の夏季において、無作為に100組の外国人観光客（使用言語：中国語・

### < 掲示・標識例 >



<禁止を表す5つの英語表現カテゴリー>

	Expressions	Persuasion/Power	Effectiveness
Category A (Discipline)	Don't~ You can't (mustn't)~	△ / △	28/100
Category B (Cultural Manner)	You are not allowed to~ You are not permitted to~	○ / ○	41/100
Category C (Social Rule)	~is forbidden here Refrain from ~ing / Avoid ~ing	◎ / ○	57/100
Category D (Prohibition)	~is prohibited in this city ~is banned in Japan	◎ / ◎	64/100
Category E (Signboard)	No ~ing / No + noun Notice/Caution/Warning/Danger	× / ◎	83/100

Chart1: Diverse Approaches to the Prohibition (2017/8, 2018/8)  
 (Language : Chinese 28 + Spanish23 + English 20 + French 11 + Italian 9 +Others 9=100)  
 ◎Very strong ○Strong △Fair ×Weak

スペイン語・英語・フランス語・イタリア語・その他) に対し、観光地で使われている様々な「禁止を表す英語表現」に対する受け止め方の実地調査を行ったものを、5つの英語表現カテゴリーに分類し、それぞれの表現効果ついて調査した結果が、下記に示すく掲示板・標識の代表例>と Chart1 に示す一覧表である。

3. 個人間または家族間での約束事・躰などに使用される禁止表現 (Category A)

Category A の英語表現に対し、100組中28組の外国人観光客・居住者が、有効性を評価しているが、個人または家族間での規律や躰を表す禁止表現 (Discipline・Manners) のようなニュアンスがあると回答している。禁止されていることは明確に理解できるが、あくまで自制を促す表現として理解される傾向がみられる。社会的責任や公共の福祉を意識し、注意を促されたことに対して自制して従うかどうか問われることになる。禁止の理由も明解ではなく、罰金・罰則のない法的拘束力が弱い印象がある。「はい、わかりました」と従うか「従う必要はないだろう」と判断するかは、外国人観光客・居住者の従順さと良心にゆだねられる表現と言えよう。

<Don't~ / You can't (mustn't)~を用いる英語表現の例>

Don't talk while eating. 食事中はおしゃべりしない

Don't make a noise when you eat. 食べながら音を立ててはいけない

Don't touch it! それに触るな

You can't clip your nails at night. 夜、爪を切らない

Don't leave your shoes and clothes lying around. 服・靴を脱ぎ散らかさない

Don't waste the toilet paper. トイレの紙を無駄使いしない

You must not tell a lie. 嘘をつかない

You must not speak ill of others. 人の悪口を言わない

You cannot stay overnight without permission. 無断外泊をしない

You cannot sit up late at night. 夜更かしをしない

Don't play video games too much. 携帯ゲームを長時間しない

You cannot get into the bath without washing your body lightly.

体を洗わずに湯船につかっははいけない

など、Don't~/ You can't (mustn't)~の英語表現は、日常生活の中での規律や躰に関わる表現で多く使われている傾向がある。日本語では「～してはいけません」「～してはダメです」のようなニュアンスだと思われる。

#### 4. 日本と外国の文化的差異の側面から生じる禁止表現 (Category B)

Category B の英語表現に対しては、100 組中 41 組の外国人観光客・居住者が、有効性を評価し、文化的差異から生じる禁止行為やマナー (Cultural Manners) を表現しているニュアンスがあり効果があると回答している。allow と permit はどちらも「許可」を表す動詞で、否定語を伴って用いることによって「あなたの国では問題ないかもしれないが日本の社会・文化では容認されていない」のように理解され、異文化理解に努めようとする観光客や、外国文化を尊重したいと願う旅行者たちにとって、比較的抵抗なく受け入れられている禁止表現であると考えられる。しかし、これらの表現には、力強い注意喚起・強固な断りをさほど感じることはなく、罰金・罰則を伴わない自制の協力要請と理解されることが多い。

<You are not allowed to~/ You are not permitted to~を用いる英語表現の例>

You are not permitted to use cameras and smart phones in this shrine.

当神社では、カメラやスマートフォンを用いた撮影は禁止です。

You are not allowed to run in the main hall.

本堂内駆け足禁止。

You are not permitted to consume food and drink inside the temple.

寺社内の飲食禁止。

You are not allowed to have alcohols, including beer and wine in this area.

ここでは、ビールやワインを含むアルコール類は禁止されています。

You are not permitted to smoke in this garden except in the designated place such as the smoking room.

この庭園では、指定された喫煙所以外でのたばこはご遠慮ください。

You are not allowed to enter the Onsen/Sento facilities when having a tattoo.

刺青のある方は、温泉や銭湯の施設を利用することはできません。

など、*You are not allowed to~/You are not permitted to~*などの表現は、生活習慣の違いや文化的相違を考慮してもらい自制を促す目的に多く使用されている。寺社仏閣等歴史建造物、博物館、レストラン等商業施設、温泉・宿泊施設などの特定の場所の禁止行為を伝えるのに有効な英語表現と言える。

## 5. 社会的規範や公共の福祉を考慮した禁止表現 (Category C)

Category C に対しては、100 組中 57 組の外国人観光客・居住者が有効性を評価し、社会的規範 (Social Rule) や公共の福祉 (Public Welfare) を考慮した禁止行為を表現する効果があると回答している。例えば、*Don't talk aloud. Keep quiet, please.* と表現すれば、私語を禁止し静寂を保つよう促すだけだが、*Please refrain from private talking.* と表現すれば「公共の迷惑にならないように私語を慎んでください」という注意と自制を促す姿勢が合わせて伝わってくると同時に罰則の可能性も示唆している。JR 東日本の車両内電子テロップに *Please refrain from smoking at a station.* という英語表現が流れることがあるが、外国人観光客・居住者に対し、「日本社会では公共の場所が原則禁煙になっている」ということを丁寧に伝わっているのではないだろうか。日本の社会問題となっているラッシュアワー時の痴漢行為についても *Molestation is strictly forbidden on a train especially in the rush hour. You will take a heavy penalty.* (痴漢厳禁・重大な刑罰あり) のような表現が適していると言えよう。動詞 *refrain* は公共の福祉に関わる禁止行為を表現することが多くあり効果的だが、「遠慮する、控える」など似たような意味を持つ *hesitate* は禁止を伝える表現に使用されないことも注意したい。

<~is forbidden here / Please refrain from ~ing を用いる英語表現の例>

*Littering is forbidden here.* ポイ捨て禁止

*Please refrain from smoking here.* 喫煙はお控えください。

*Holding a seat is forbidden in this theater.* 当劇場では席取りは禁止されています。

*Cutting in lines is strictly forbidden in the public places.*

公共の場所では列の割り込み厳禁です

*Please refrain from drinking alcohol before you drive.* 運転前の飲酒はお控えください。

*Molestation is strictly forbidden in the public transportations.* 公共交通機関痴漢厳禁

*Please refrain from using your cell-phone in the train.* 電車内の携帯電話使用禁止

*Making noise is forbidden in the room.* 室内の騒音禁止

など、*~is forbidden in this city/Please refrain from~ing* などの表現は、社会規範や公共の福祉 (周囲の迷惑回避) に照らした、比較的強い禁止行為を伝える表現として有効と言える。

## 6. 国家、政府、自治体、その他の特定の公的組織や団体が、法律や規則の中で定めた禁止行為などを伝える英語表現 (Category D)

Category D に対しては、100 組中 64 組の外国人観光客・居住者が、国家や政府が定めた法律に規定されている行為の禁止 (Prohibition) で、違反した場合は一定の罰則・罰金があるニュアンスを持った英語表現だと回答している。例えば日本社会で考えると、飲酒運転、スピード違反、違法薬物所持、銃刀保持、賭博行為などが外国人観光客・居住者が注意しなければならない行為だろう。自国では寛容な法律で特に問題にならないとしても、違反した場合は日本の法律で裁かれることになり、刑罰・罰金を科される。社会的制裁も受け同時に帰国もできない事態になる可能性も考えられる。単なる禁止行為といえどもそれは犯罪であることを認識させ、軽はずみな行為をしないよう prohibit / ban を的確に使用し、伝えることが重要であろう。

< ~is prohibited in this city / ~is banned in Japan を用いる英語表現の例 >

**Drunk driving is prohibited under Japanese law.**

飲酒運転 (酒酔い運転) は、日本の法律で禁止されています。

**Using a cell-phone while driving is banned in Japan.**

運転中の携帯電話使用は、日本で禁止されています。

**Possession of guns and knives is banned in Japan.**

銃刀の所有は日本では禁じられています。

**There is a strict ban on drugs such as marijuana in Japan.**

マリファナ (大麻) のような麻薬は日本で厳重に禁止されています。

**Private gambling acts are prohibited under Japanese law.**

私的賭博行為は日本の法律で禁止されています。

( \* 公的賭博 (カジノ施設・競馬・競輪) などは例外になる )

**Eating on the streets is prohibited in Kamakura city.**

( 食べ歩きは鎌倉市の条例で禁止されています。 )

など、~is prohibited in city / ~is banned in Japan などの表現は、違反行為の代償として罰則・罰金を伴う禁止行為であることを伝えるのに有効な表現と言える。

## 7. 掲示 (看板) ・標識に用いられる禁止表現 (Category E)

Category E に対しては、100 組中 83 組の外国人観光客・居住者が、違反行為の注意を促す掲示 (看板・注意書き) や標識 (Signboard) に用いられる英語表現であると回答している。

掲示・標識は、禁止・注意行為が直ちに理解されるよう見た目のわかりやすさが重要になる。それらは、年齢や語彙力を問わずすべての老若男女に理解できるよう簡単な英語表現になっていなければならない。「なぜ禁止なのか」は示されないが、強く「禁止です・やめてください」と注意を促す効果を持っていなければならない。そのような観点から No ~ing (動名詞) / No + noun (名詞) のように簡単な 2 語以内の表示で大きく示すよう工夫

されている。国土交通省・観光庁でも、禁止行為を文字ではなく視覚でわかりやすく示すため、文字情報に合わせてピクトグラムの活用を重視している。ある特定の地域だけに見られる掲示・標識ではなく、日本全国にわたり統一性と連続性を持たせることに言及している。（「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン 2014」）

<No ~ing / No + noun を用いる英語表現及び掲示・標識の例>



ほとんど全てが大きく日本語と英語で併記するものであった。赤（黄）色の円（四角）による禁止デザインを使用し、ピクトグラムで禁止行為（危険）を補いながら伝えている。英語 1 語の注意勧告には 4 種類あり、危険度の高さから Danger「危険」、Warning「警告」、Caution「注意」、Notice「通達・お知らせ」の 4 つがある。

- ・ Danger「危険」は最大の警告レベルである。これを回避しない場合は命の保証はなく、死亡または重症を招く危険がただちにある場合に使用される。
- ・ Warning「警告」は 2 番目の警告レベルである。守らない場合は、人的被害（死亡または重症）の可能性のある場合に使用される。絶対禁止事項の連絡などにも使われる。
- ・ Caution「注意」は危険度が低いが、軽度または中程度の傷害を招く危険がある時に使われる。
- ・ Notice「通知・通告」は、注意喚起の 1 つで、重要な通達事項がある場合に使う。「大切なことですので覚えておいてください。」という標識・表示である。

Chart 1 の 5 つのカテゴリーに示す英語表現以外に、restrain / restrict / inhabit / outlaw など、ある特定の行動・行為を禁じる動詞があるが、restrain は「条約・協定・法律などで禁止行為を抑制する」、restrict は「(法律や宗教戒律などで) 行動範囲を制限する」、inhabit は主に化学反応の抑制に使用されることが多く、人々の行動抑制については「自発的に行動を慎む」という意味が強い。また、outlaw は、「(今まで認めていたものを) 非合法化する」という意味が強く、ここに挙げた 4 つの動詞は、語彙レベルも高い故、外国人観光客・居住者に対し、わかりやすさという観点からあまり馴染みがなく、禁止行為を伝える英語表現には効果が期待できないのではないかと推測される。

## 7. 考察

訪日外国人観光客・居住者が、快適で円滑な移動・滞在ができるように環境を整えていくことを最重要課題として認識し、彼らが「日本に観光に来てよかった」と旅行の楽しい思い出をたくさん持って帰国できるよう、英語を用いた意思疎通・サービス提供をする努力が今後も求められる。彼らが日本社会や日本の習慣にそぐわない禁止行為や迷惑行為を理解し、快く受け入れ、摩擦を生じることなく自制を図ることが重要である。そのためには、観光地・美術館・博物館、自然公園、道路、公共交通機関等について、外国人の立場になって、状況に応じた理解しやすく受け入れやすい英語表現を考え、禁止行為抑制について協力を促す必要がある。

Chart 1 の中の 5 つのカテゴリーに分類した禁止を表す英語表現は、一般的に罰則を伴わない地域的拘束力 (General Binding Effect in a Locality) を色濃く持つものなのか、それとも罰則・罰金を伴う法律・条令の拘束力 (Binding force of laws or local regulations) を色濃く持つものかを明確に伝えるのに役立つと思われる。その点を鑑みながら、2～7. で述べた英語表現を法的拘束力が強い順に並べると、prohibit / ban > forbid / refrain > not allowed / not permitted > Don't~/ You can't (mustn't)~ ということになる。外国人に禁止行為を伝える際、状況に従って最も効果的な表現を選択し、伝える努力が求められよう。(今回のアンケート調査では、英語圏出身者が調査観光客の 3 割程度にとどまっているが、考察では、一律で一定の日常会話程度の英語理解力を有すると仮定している。) また、これらの表現を用いる際は、ほとんどが口頭で案内する場面だと思われる故、威圧的な命令口調にならぬよう、伝える表現の前に I'm afraid / I'm sorry 等を加えて「申し訳ありませんが」という丁重な姿勢を示すことも忘れるべきではない。

しかし、7. で述べた Category E 掲示・標識に多く用いられる No~ing / No + noun の英語表現は、「説得力」という観点では禁止される理由は何であるのかは明解に伝わっていないが、一般的に広く旅行者たちに「禁止行為」として理解され、受け入れられている現実がある。そのような状況を考慮し、それぞれの掲示・標識 (Signboard) に合わせて、新たに、わかりやすく危険度を示すため、背景色を赤/橙/黄/白のように分け Danger/Warning/Caution/Notice の表現もつけ加え、禁止行為がもたらす緊急事態・脅威も同時に表現できるとさらに効果があるのではないかと思われる。

これらの研究に基づいた、観光に係わる行政や事業者への情報提供・提言などの働きかけは、現状ではコロナ禍の社会混乱で、取り組みは進んでいないが、相互の協力推進を今後の課題としたい。



(参考文献)

1. 観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(国土交通省 観光庁 2014)
2. 観光亡国論 東洋文化研究者アレックス・カー/ジャーナリスト清野由美
3. 日航沿道における言語研究の調査研究から見える～日本認知科学会 中央大学 平松裕子
4. 禁止を表す否定～ing 節についての覚書 上野誠治 北海学園大学人文論集第 29 号 (2004/1)
5. 「禁止/不許可」掲示・標識表現の日英対照分析 北陸大学紀要第 23 号